

## 【博士（国際関係学）学位取得論文要旨】

### 「国際犯罪」としての侵略

#### - 国家責任法および国際刑法の法典化の

#### 歴史的および理論的検討 -

木原正樹

本論文の目的は、今日の実定国際法上、侵略が行われた場合、国家の行為が「国際犯罪」としての侵略に該当する、と考えられているのかどうかを明らかにすることにある。国家による侵略は、1976年に起草された国家責任条文草案第一九条において、「国家の国際犯罪」に該当するとされた。にもかかわらず、現在の特別報告者クロフォードは、国家責任条文草案を2001年に書き換えるに際して「国家の国際犯罪」に関する諸規定を削除すべきである、という提案を行っている。一方、侵略が行われた場合、個人の行為が「国際犯罪」としての侵略に該当することは、1996年に採択された「人類の平和と安全に対する犯罪についての法典草案」第一六条および「国際刑事裁判所規程に関するローマ条約」（以下、ローマ条約とする）第五条で確認された。これにより、侵略が行われた場合、「個人の国際犯罪」としての「侵略の罪」は成立しうるが「国家の国際犯罪」としての侵略は成立しえないことが確認されたのだろうか。この問題意識の下、国家責任法と国際刑法の法典化を検討する。

従来、国家の国際違法行為には国家責任法が適用され、その効果として、原状回復義務また

はこれに代わる賠償義務が生じてきた。そのため、一般に、国際違法行為は国内私法上の不法行為に類するものであると考えられてきた。その結果、戦争違法化以前の国際法上、国家の行為が「国際犯罪」としての侵略に該当するという考えは存在していなかった。

これに対し、第一次世界大戦後、戦争違法化への大転換が始まった後の相互援助条約案やジュネーブ議定書案において侵略は「国際犯罪」と呼ばれるようになり、その影響を受けた学説およびいくつかの学会は「国際犯罪」としての侵略の法典化を提案した。相互援助条約案等においては「国際犯罪」の法的帰結が示されていなかったが、これらの学説および学会の提案においては「国際犯罪」の特別な法的効果として国家に対する「刑罰」が具体的に列挙されていた。そのため、これらの学説および提案においては、現在の「国家の国際犯罪」概念につながる「国際犯罪」概念が萌芽していたといえる。但し、戦争違法化および集団安全保障体制が未完成であったために、その完成・強化をめざすことと、通常の国際違法行為とは異なる「国際犯罪」特有の制度を創設することが混同されていた。その点では、集団安全保障体制の完成した現在における「国家の国際犯罪」の主張とは異なっていた。

このような、侵略が「国家の国際犯罪」に該当するのではないか、という問題について未解決のまま、第二次世界大戦後の処理は行われた。但し、「国家の国際犯罪」の存在自体が否定されたわけではなく、ただ、それに関する法典化が国家責任法の法典化作業に託されただけであっ

た。その1976年の作業において、「国家の国際犯罪」概念の定義を規定する国家責任条文案第一九条が起草され、侵略はこの概念に該当するとされたのである。この規定は、国連第六委員会でも大多数の国に支持され、採択された。また、「国家の国際犯罪」特有の国際責任制度に関しても、特別報告者アギーおよび次の特別報告者リップハーゲンがいくつかの提案を行った。これらは、国連第六委員会等で、集団安全保障体制を利用して「国家の国際犯罪」処罰目的での「制裁」を発動する、という提案であると理解された。

これらの提案に対しては、国連第六委員会等で、「国家の国際犯罪」処罰目的での制裁は集団安全保障体制上の制裁に含まれておらず、実定国際法上の根拠がない、という趣旨の批判が多く加えられた。この点、リップハーゲンは、1982年までに集団安全保障体制上の制裁発動に関する安保理の権限は拡大しており、安保理は、本来の「国際の平和及び安全の維持又は回復」目的だけではなく「国家の国際犯罪」処罰目的でも制裁を発動しうようになった、と主張した。しかし、過去の事例においても、「国家の国際犯罪」処罰目的での「制裁」が発動されたと法的に評価できるものは存在せず、少なくとも実定国際法上は、そのような「制裁」発動権限が安保理に認められるようになったとはいえない。そのうえ、立法論として、安保理による「国家の国際犯罪」処罰目的での「制裁」発動を認めることについても、国連第六委員会等では、安保理が政治的機関であるため危険である、という批判が加えら

れた。さらに、個別国家、総会または国際司法裁判所を、「国家の国際犯罪」処罰目的での「制裁」発動の担い手とすることにも大きな問題がある。したがって、「国家の国際犯罪」特有の国際責任制度の法典化に関する諸提案は、立法論としても実現困難であるといえよう。そのため、現在の特別報告者クロフォードは、国家責任条文案を2001年に書き換えるに際して「国家の国際犯罪」に関する諸規定を削除すべきであると提案したのである。

一方、侵略が行われた場合の個人の行為に関しては、第二次世界大戦後、「平和に対する罪」の処罰がニュルンベルグ裁判および東京裁判において実現した。その後、「人類の平和と安全に対する犯罪についての法典草案」の起草過程において、「平和に対する罪」は「侵略の罪」へと限定され、かつ、明確化された。その結果、「侵略の罪」は、同草案および「国際刑事裁判所規程に関するローマ条約」の対象犯罪にも含められ、このローマ条約は、1998年に採択された。そのため、実定国際法上、「侵略の罪」は「個人の国際犯罪」に含められ、常設国際刑事裁判所によって直接に審理・処罰を行うことが予定されているといえる。

にもかかわらず、「戦争犯罪」、「人道に対する罪」および「ジェノサイド罪」とは異なり、「侵略の罪」についてだけは、その定義についても管轄権行使の条件についても国際社会の合意が得られておらず、ローマ条約上も、管轄権行使が凍結されている(同条約第五条2項)。これは、第一に、常任理事国とそれ以外の国家の間には、

「侵略の罪」の審理・処罰を安保理の裁量の下に置くことを認めるかどうか、という政治的な意図を背景とする対立が存在しているうえ、第二に、この点については対立していない非同盟諸国とドイツ・グループの間にも、国際刑事裁判における常任理事国についての現実的限界を重視するかどうかについての対立が存在しており、未だ妥協点が見出されていないからである。

これらの「侵略の罪」に関する二つの対立は、いずれも国家による「侵略行為」の存否を安保理において決定するうえで常任理事国が有している拒否権をめぐるものである(憲章第七章、第二七条3項)。これは、「侵略の罪」の処罰と国家による「侵略」が密接不可分であることを意味している。この点、「戦争犯罪」、「人道に対する罪」および「ジェノサイド罪」は、それらの行為が国家の行為としても評価される場合を含んではいけないものの、そのような場合と密接不可分ではない。これは、これらの犯罪の構成要件が私人の行為を前提としていることから明らかである。これに対し、「侵略の罪」だけは一貫して国家に「侵略」を行わせた「戦争指導者」を処罰客体としてきている点で特異性を有している。

以上により、「国際犯罪」としての侵略に基づく処罰は、「侵略」という国家の行為を前提として、「個人の国際犯罪」としての「侵略の罪」の実行行為を行った「戦争指導者」を処罰するものであるといえる。そのため、「侵略」という国家の行為は、「国際犯罪」としての侵略に基づく個人処罰の前提となっており、「国家の国際犯罪」としての侵略に該当するものであるといえる。言

い換えれば、個人の行為を前提とする他の「国際犯罪」と異なり、「個人の国際犯罪」としての「侵略の罪」の処罰は、はじめに国家の行為が「国家の国際犯罪」としての侵略に該当することを前提として、はじめて可能になるのである。したがって、侵略が「国家の国際犯罪」に該当するという考えは、国際法上の確立した原則になっているといえる。このように、第一に、第一次世界大戦後に「国家の国際犯罪」としての侵略という考えが萌芽していたうえ、第二に、その考えは第二次世界大戦後の「個人の国際犯罪」としての「侵略の罪」の法典化において常に理論的支柱であり続けてきており、「国家の国際犯罪」概念は、国際法上確立しているといえよう。

## 「旧ソ連・中央アジア地域統合への道」

ティムール・ダダバエフ

本論文がうち立てている疑問とは、中央アジアやソ連邦の国々にとって地域統合はどのような役割をはたすのか、国際的にみて他の同じ地域統合から学べるものがあるのか、あるのであればそれは何なのかということである。従って、本論文で中心となる具体的な問題提起は、主に以下の3つである。つまり、統合は移行期にある国家や発展途上国に発展をもたらすものであるか、統合は加盟国の国家主権を支えるものであるか、そして、二国間関係の網の目を基盤とする多国間協力のメカニズムはどのようなものであるかである。

<博士学位取得論文要旨>

本論文のねらいと目的は、20世紀の世界における統合の進展の分析、本論の研究対象地域における、政治・経済的性質の統合を助長・加速させる諸要素の探究、5つの事例研究対象地域の統合形成を促した制度的メカニズムの定義、対象地域内のさらなる統合の可能性に関する予測の分析と、考え得るシナリオの作成、そして、旧ソビエト連邦や現在の中央アジアの内部状況に関する貴重な情報の提示と共に、中央アジア諸国とAPEC/ASEAN/EUとの今後の関係に関する予測の提示を行うことである。

本論文で中心となる分析方法は事例研究である。本論では、異なる段階にある三つの統合を分析し、統合という現象が異なる発展段階にある諸国に与える影響を研究する。したがって、進化した統合としての欧州連合(EU)、発展途上にある統合としての東南アジア諸国連合、(ASEAN)とアジア太平洋経済協力機構、(APEC) 初期段階にある統合としての独立国家共同体、(CIS)と中央アジア経済連合、(CAEU)を選択した。

本論文の学術的価値としては、主に以下3点を挙げることができよう。まず、ASEAN、APEC、EU、CIS、CAEU内の統合による政治的、経済的効果の比較研究である。第二点は、EU、APEC、ASEAN、CIS、CAEU諸国間の政権の特徴の明確化である。3点目は、中央アジアに関する貴重な情報の洞察的分析である。これらをもとに、中央アジアの地域統合を進展させ、また、CAEUと東南アジア、

とアジア太平洋、ヨーロッパの類似した地域統合との関係を進展させる道を提示する。

本論文の分析から導き出された結論、成果は主に以下の7点である。まず第一点としては、地理的に規模が小さい、または、経済的に弱い個々の国々が、国際関係において自国の利益を守るための迫力は減退させられている。したがって、各発展途上国は、国際的な力や交渉の場での立場を強め、各国の国益を守る為に、統合を目指す。結論の第二点として、このような内容は、EU統合において、NAFTA加盟国の調和の取れた経済的達成において、東南アジア諸国やアジア太平洋地域が成功した協力において、そして旧ソ連諸国の間に見られる努力において見受けられる。第三点として、統合は、発展途上または転換期にある多くの国々に、大国や(例えばグローバルイゼーションといった)予測不可能な諸要因から国益を守るメカニズムを提供している。第四点として、地域統合は、新しく独立した国家に安定化する方法を提示するとともに、一国ではできないような挑戦をするにあたっては、諸国の資源を組み合わせることで、独立国家としての地位を確立するのを可能にしている。第五点として、グローバルイゼーションの発展過程は、地域化(リージョナライゼーション)を促進するとともに、国の競争力を高めるため、個々の国々に近隣諸国とより密に協力しようとさせることで、地域間の競争を生み出す。第六点として、グローバルイゼーションは、全ての国、特に第三世界諸国

や旧社会主義諸国に対する挑戦であり、その国々が、世界政治経済システムから除外されてしまうのではないかという幻想がある。そして結論の第七点として、ここでの仮説は、統合が発展途上もしくは転換期にある社会にあらゆる意味での発展をもたらすというものである。仮に、転換期にあって、統合が発展の第一原因ではないような場合においてさえ、統合は、少なくとも、複数の国々の少ない資源を結集させたり、グローバル化による予測不可能な諸要因に対する防衛上の最前線になったりすることで発展を支える。

旧ソビエト連邦及び中央アジアの新しい独立諸国は上述の様々な勢力の影響が及ぶ新しい世界秩序における自らの立場や役割を定義づけなければならない運命にある。これらの国家にとって、地域統合の形体のアピールはもっとも直感的である。(ロシアを除く)旧ソ連や中央アジアの諸国は、経済面では非常に小さな国家である。2000年、これら諸国のGNPの合計は、およそ幾つかのヨーロッパ中堅国家のそれに等しい。旧ソ連及び中央アジアの諸国はまた、非常に豊かな人的・物理的資源があるにもかかわらず、2000年にはGNPの面では世界の貧困レベルの真ん中に位置している。従って、常識的には、このような特徴をもつ諸国は、持続的開発に関する政治・経済的努力を統合する正当性を持つと考えられる。これらの国家にとって、個々に孤立した商品市場、(固定)相場制や財政・通貨システム、国家安全保障体制の分離、非効率

的な輸送網は個人に対する福祉の縮小を示す。とりわけ、資源の組み合わせと政策の調整がこれらの国々のより大きな国家との交渉上の立場を強化し、世界情勢における自分達の立場を確立することを容易にするであろう。

## 1920年代アメリカの資本輸出

### - 独占利潤のマネーフローと

### 利益集団の海外進出 -

小西宏美

本論では、1920年代のアメリカ資本輸出が、南北アメリカ大陸だけでなくヨーロッパも含めた世界全体に拡大していく過程を、利益集団による海外進出として考察してきた。その前提となるイギリスの相対的地位の低下とアメリカ資本主義の世界市場における拡大をもたらしたのが第一次世界大戦である。

それまで世界第1の資本輸出国であったイギリスが戦争によって対外債権を失い海外からの利子・配当収入が得られなくなったのに対して、逆にアメリカは経常収支黒字を拡大させた。これが20年代の資本輸出につながっていくことを明らかにするためには、アメリカ国内における資本輸出資金源の形成過程について検討しなければならない。

第2章では、この問題を一部の産業(新興製造業、鉱業、公益事業)における独占利潤の確保とそのマネーフローが証券市場への資金流入を拡大させる、もしくは企業の内部資金の形

成につながる、といった点から考察した。すなわち新興製造業は自己金融化を進展させることで、鉱業は配当を増加させることで、そして公益事業部門は持株会社をピラミッド型に拡大させることで、いずれも証券市場へのマネーフローを拡大させたが、それが対外証券投資と外部資金による直接投資をファイナンスすると同時に、新興製造業においては、その企業内部資金の一部が直接投資資金として海外に向けられたのである。

こういった資金源形成に関する分析は、さらに当時の証券投資・直接投資が、いずれも企業、金融機関による高利率維持のための1手段であったことを明らかにした。まず対外証券投資についてであるが、これは20年代における金融機関の証券引受業務拡大とその中で競争の激化がもたらした1つの結果であったと言える。すなわち当時の独占的産業における企業金融の変化は商業銀行の引受業務への参入をもたらすことで金融機関同士の競争を激化させた。こういった中でいくつかの金融機関は、とくに当時、旺盛なドル資金需要を抱えていた国内の公益事業会社そして外国政府、外国民間企業に対して積極的にその証券を引き受けることで、資金を供給していったのである。

こうして行われたアメリカ対外証券投資はヨーロッパ政府向けのものからスタートする。20年代前半のモルガン商会を中心とした西欧政府向け証券投資は、ヨーロッパの戦後復興を軌道にのせていくための資金を提供するという役割をもっていた。第一次大戦中から本格的に

拡大したアメリカのヨーロッパ政府証券への投資は、戦争そのものの続行を支えると同時に、戦後ヨーロッパの経済復興を促すことで20年代後半に一層ヨーロッパ向けアメリカの資本輸出が拡大していくための基盤を整備したのである。

20年代後半にはアメリカ証券市場は一層の国内資金を集中させながら、ラテンアメリカもしくはヨーロッパ向けの証券投資を拡大していく。これら海外証券は、従来からの伝統的投資銀行によってだけでなく商業銀行の証券子会社によっても多数、引き受けられた。その際、発行者である海外現地政府や企業とのつながりは、同じグループ内で既に海外直接投資を行っていたアメリカ企業との関係や、第一次大戦前からの海外銀行業務の展開、そして証券引受における他の金融機関との分業関係、といった中から形成されていったのである。

こうして20年代のアメリカ対外証券投資はヨーロッパも含めた世界的な規模に拡大していくが、それはアメリカにおける独占利潤のマネーフローとそれによる利回りの低下、そしてイギリスの20年代における資本輸出規制、の2点によってもたらされた。以上よりドイツやラテンアメリカにとっては、アメリカにおける証券発行がもっとも有利な手段となったのである。

他方で、上記の3産業（新興製造業、鉱業、公益事業）における独占利潤の実現は、それら産業自身の対外直接投資にもつながっていった。ここでの独占利潤は、国内設備投資伸び率を抑制することで獲得されたものであるため、国内

設備投資の増加（企業買収は除く）に結びつくことは困難であった。結果的に独占利潤はそれ以外の投資先、すなわち証券などの金融資産投資や銀行債務の返済、そして対外直接投資に向かう傾向が強くなる。実際、20年代における事業会社資産のうち、もっとも拡大したのは証券資産を中心とする国内金融資産であり、その次に直接投資による在外資産、そして最後に国内設備投資による実物資産の増加があった。

そういった中でとくに対外直接投資を拡大させることとなる要因は、海外企業との競争の脅威であった。企業が国内独占を維持するためには、国内設備投資を積極的に拡大することは困難となる。そういった中で海外企業との競争が現実のものとなる、もしくはそれが企業にとって脅威に感じられる場合、20年代の銅、化学産業は、国内設備投資を増強しそれによって競争力を強化していくといった対抗手段を取らずに、むしろ直接投資を展開した。これは両社が既に国内において独占利潤を獲得していたため、それを維持するには国内設備投資伸び率を制限する必要があったためである。すなわちデュボンと Anaconda は海外直接投資を行うことで、国内における独占価格を維持しつつ海外企業との競争に対応したのである。こうして 20 年代に直接投資を展開した化学産業、銅産業は、その結果として国内独占を強化するだけでなく、同時に世界市場においてより強い立場を確保するようになる。